

第三条 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

附 則

第十八条 削除

附 則

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第十八条 改正法附則第六十八条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 改正法附則第六十八条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、令和五年十二月三十一日に、新法第三十七条の十四第五項第三号に規定する非課税管理勘定が設けられている同項第一号に規定する非課税口座が開設されている同号の金融商品取引業者等の営業所の長に、同条第十六項に規定する非課税口座廃止届出書の租税特別措置法第三十七条の十四第十六項に規定する提出をした者

二 改正法附則第六十八条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、令和五年十月一日から同年十二月三十一日までの間に、前号の金融商品取引業者等の営業所の長に、新法第三十七条の十四第十三項に規定する金融商品取引業者等変更届出書の租税特別措置法第三十七条の十四第十三項に規定する提出をした者

三 改正法附則第六十八条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、施行日前に、第一号の金融商品取引業者等の営業所の長に、同号の非課税口座に令和六年分以後の累積投資勘定を設けようとする旨の記載がある旧令第二十五条の十三の二第二項に規定する非課税口座異動届出書を提出した者

四 改正法附則第六十八条第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者で、施行日から令和五年十二月三十一日までの間に、第一号の金融商品取引業者等の営業所の長に、同号の非課税口座に令和六年分以後の累積投資勘定を設けようとする旨の記載がある新令第二十五条の十三の二第二項に規定する非課税口座異動届出書の租税特別措置法施行令第二十五条の十三の二第二項に規定する提出をした者